

平成 30 年 2 月 定例会

富士山南東消防組合議会会議録

平成 30 年 2 月 15 日

富士山南東消防組合議会

平成30年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録目次

(2月15日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○議席の指定	4
○会期の決定	4
○会議録署名議員の指名	4
○議第 1号 平成30年度富士山南東消防組合会計予算案	4
○議第 2号 平成29年度富士山南東消防組合会計補正予算案(第2号)	8
○議第 3号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例案	10
○議第 4号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例案	11
○議第 5号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案	12
○議第 6号 富士山南東消防組合監査委員の選任について	12
○富士山南東消防組合議会議員の派遣について	13
○一般質問	14
○閉会の挨拶	22
○閉会の宣告	22
○署名議員	23

平成30年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録

議 事 日 程

平成30年2月15日（木曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 議第 1号 平成30年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 5 議第 2号 平成29年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
- 日程第 6 議第 3号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議第 4号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議第 5号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議第 6号 富士山南東消防組合監査委員の選任について
- 日程第10 富士山南東消防組合議会議員の派遣について
- 日程第11 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 議第 1号 平成30年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 5 議第 2号 平成29年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
- 日程第 6 議第 3号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議第 4号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議第 5号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議第 6号 富士山南東消防組合監査委員の選任について
- 日程第10 富士山南東消防組合議会議員の派遣について
- 日程第11 一般質問

出席議員（9名）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 堀江和雄君 | 2番 | 松田吉嗣君 |
| 3番 | 柏木豊君 | 4番 | 井出春彦君 |

5番 石 渡 光 一 君

6番 土 屋 俊 博 君

7番 下 山 一 美 君

8番 佐 野 利 安 君

9番 勝 又 明 君

欠席議員（1名）

10番 杉 本 和 男 君

説明のため出席した者

管 理 市 者 長 豊 岡 武 士 君 副 管 理 市 者 長 高 村 謙 二 君
三 島 市

副 管 理 市 者 長 池 田 修 君 消 防 長 齋 藤 忍 君
長 泉 町

消 防 次 長 古 地 正 実 君 三 島 消 防 署 長 古 木 稔 君

裾 野 消 防 署 長 西 島 弘 己 君 長 泉 消 防 署 長 風 間 光 明 君

総 務 課 長 一 之 瀬 徳 博 君 予 防 課 長 小 島 逸 喜 君

通 信 指 令 課 長 佐 野 正 巳 君

議会事務担当職員

書 記 長 羽 田 浩 二 君 書 記 阿 部 吏 司 君

書 記 廣 瀬 正 晃 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（土屋俊博君） 出席議員が定足数に達しましたので、これより平成30年富士山南東消防組合議会2月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（土屋俊博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（土屋俊博君） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に10番 杉本和男君から欠席する旨の届け出がありましたので、御報告申し上げます。

ここで、裾野市より選出されております組合副管理者が再任されましたので、御挨拶をお願いいたします。

高村謙二副管理者。

○副管理者（高村謙二君） おはようございます。

裾野市長の高村謙二でございます。去る1月21日の裾野市長選挙におきまして再選をさせていただきました。引き続きこの組合の副管理者として、管理者を補佐し、しっかり務めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 次に、長泉町より選出されております組合副管理者に変更がありましたので、御紹介をいたします。

池田修副管理者より御挨拶をお願いいたします。

池田修副管理者。

○副管理者（池田修君） 皆さん、おはようございます。

昨年10月10日に長泉町長に就任をさせていただき、あわせて本組合の副管理者を仰せつかりました池田でございます。しっかりと仕事を全うしたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（土屋俊博君） 本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎議席の指定

○議長（土屋俊博君） これより日程に入ります。

日程第1 議席の指定を議題といたします。

このたび新たに長泉町から選出されました2人の議員の議席を、会議規則第4条第1項の規定により、柏木 豊議員の議席は3番に、井出春彦議員の議席は4番にそれぞれ指定いたします。

◎会期の決定

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、2番 松田吉嗣君、3番 柏木豊君の両君を指名いたします。

◎議第1号 平成30年度富士山南東消防組合会計予算案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第4 議第1号 平成30年度富士山南東消防組合会計予算案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第1号 平成30年度富士山南東消防組合会計予算案につきまして、提案の要旨を申し上げます。

組合の歳入歳出予算総額を、それぞれ27億6,700万円としようとするものでございます。

お手元の予算書をごらんいただきたいと思います。

その主な内容といたしまして、まず議会費でありますけれども、ページ37、38ページになろうかと思っておりますけれども、議会費では、議員の皆様の報酬及び議会運営に係る経費に合わせて205万5,000円を計上しようとするものでございます。

総務費、これは39ページから42ページになろうかと思っておりますけれども、総務費では、管理者及び副管理者の給料、各種審査会等の報酬、事務系コンピューター維持管理経費、そのほか人事給与システム及び例規データベースシステムの使用料、消防職員被服、消防職員の退職手当に係る負担金、人事管理、財務管理等の事務費に要する経費といたしまして、合わせて2億490万5,000円を、続いて監査委員費でありますけれども、43ページから44ページに記載されておりますが、監査委員の報酬及び監査に係る事務費といたしまして12万4,000円をそれぞれ計上しようとするものであります。

次に、消防費でありますけれども、常備消防費、45ページから49ページをごらんいただきたいと思っております。

常備消防費では、消防職員の人件費、各市町から派遣される事務職員の人件費負担金のほか、消防本部、消防署、分遣所、消防指令センターの運営費など、合わせて23億1,877万9,000円を、続いて消防施設費でありますけれども、49ページから52ページをごらんいただきたいと思っておりますが、新署所整備に伴う設計委託料、工事請負費及び消防車両整備事業として2億2,629万9,000円を計上しようとするものであります。

なお、新署所整備事業につきましては、広域消防運営計画におきまして、平成30年度に設計、平成31年度に建設することになっておりましたが、建設工事を前倒しさせていただき、債務負担行為に基づく2カ年事業として、全体額を5億円、うち平成30年度は地質調査費、実施設計委託料及び建設工事費を合わせて1億1,477万6,000円を計上しております。

50ページをごらんいただきたいと思っております。

平成31年度には、建築工事費のほか、附帯施設、電気設備の工事費として4億4,000万円を債務負担行為として計上させていただきたいと考えております。11ページでございますけれども、ごらんいただければと思っております。

次に、公債費でありますけれども、53ページから54ページをごらんいただければと思っております。

平成28年度、平成29年度に借り入れいたしました地方債に係る利子及び組合の資金に不足が見込まれる場合に、金融機関等から融資を受けるための一時借入金利子として、合わせて112万9,000円を計上しようとするものであります。

また、不測の事態に対応するための経費といたしましては、1,370万9,000円を予備費として計上しようとするものでございます。予備費につきましては、55ページ、56ページをごらんいただきたいと思っております。

以上の歳出に要する財源といたしましては、構成市町からの負担金を24億7,588万円計上しております。これは17ページから18ページに戻ってごらんいただきたいと思っております。

その負担金の割合と負担額は、三島市が47.52%で11億7,653万8,000円、裾野市が30.76%で7億6,158万1,000円、長泉町が21.72%で5億3,776万1,000円となっております。

市町負担金は、昨年度当初予算に比較して1,817万2,000円の減額となっております。17ページをごらんいただきたいと思います。

手数料につきましては、21ページ、22ページでございますけれども、危険物関係の事務手数料といたしまして413万円を計上し、国庫支出金では、23ページ、24ページでございますけれども、緊急消防援助隊登録車両の更新に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金として1,208万2,000円を、県支出金につきましては、25ページ、26ページをごらんいただきたいと思いますが、消防救急業務用資機材購入などが補助対象となる一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金といたしまして2,058万円を計上いたしております。

諸収入につきましては、33ページから34ページでございますけれども、新東名高速道路等への救急業務に対する中日本高速道路株式会社からの高速自動車国道救急業務支弁金326万4,000円のほか、組合から各市町や静岡県消防防災航空隊及び静岡県消防学校の教官として派遣する職員の人件費負担金5,101万1,000円、34ページでございますけれども、5,101万1,000円、合わせて5,772万4,000円を計上いたしております。

また、組合債では、35ページ、36ページでございますけれども、新署所整備に伴う設計委託料、建設工事費及び車両の更新整備に要する組合債といたしまして1億9,660万円を計上しようとするものでございます。

総額でありますけれども、戻っていただきまして、歳入は14ページ、歳出は15ページ、16ページをごらんいただきたいと思いますが、総額は27億6,700万円の予算となります。昨年度当初予算29億1,000万円と比較いたしまして、1億4,300万円の減額となっております。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりました。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑につきましては、1回の発言につき、おおむね3分を目途とすることになっております。整理して発言をお願いいたします。

本件について質疑の通告がありますので、発言を許します。

井出春彦君。

〔議員 井出春彦君登壇〕

○議員（井出春彦君） おはようございます。

通告に従いまして質疑させていただきます。

議第1号 平成30年度富士山南東消防組合予算の歳入について、まずお伺いいたします。

8款諸収入、雑入です。先ほど管理者のほうから説明がございました。静岡県消防防災航空隊派遣職員人件費負担金と、今年度から県のほうから新規歳入がある静岡県消防学校派遣職員人事

費負担金について、幾つか質疑させていただきます。

この負担金を受け入れる消防は、南東消防だけなのか、また県下の全部の消防組合が受け入れているのか、また輪番なのかとか、期間はどのくらいなのか、また派遣職員を出すことによって、住民や南東消防にどのようなメリットがあるのかをお伺いいたします。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） それでは、御質問いただきました静岡県消防防災航空隊派遣職員人件費負担金等につきまして御説明をさせていただきます。

歳入の8款諸収入、ページは34ページになりますけれども、こちらに記載のあります静岡県消防防災航空隊及び静岡県消防学校派遣職員人件費負担金は、富士山南東消防組合の職員を県消防防災航空隊の隊員及び県消防学校の教官として派遣することに伴いまして、かかる人件費をそれぞれ静岡県防災ヘリ運航連絡協議会及び静岡県から収入するものでございます。

御質問の職員の派遣につきましてですけれども、職員の派遣につきましては、県内各消防本部の輪番になります。この輪番につきましては、東部、中部、西部の消防長会で各消防本部の規模を勘案し、決定しております。

ちなみに、東部では全ての消防本部が輪番で派遣をしております。

次に、職員の派遣期間ですけれども、航空隊につきましては、平成29年度から3年間、県消防学校へは、平成30年度から3年間の派遣を予定してございます。

航空隊につきましては、平成31年度末で一旦派遣が終わりますが、現在の輪番では、次の派遣開始は平成35年度から派遣がまた始まります。

また、県消防学校の教官派遣につきましては、今後職員の交代はあるものの、継続して派遣していくこととなります。

次に、職員の派遣を行うことについてのメリットはどうなんだという御質問ですけれども、航空隊及び県消防学校の教官として派遣することによりまして、それぞれの機関と当消防本部とのかけ橋になることはもちろんではございますけれども、航空隊への派遣終了後は、航空隊で培ったノウハウを職員に伝達教育することによりまして、防災ヘリコプターを要するような災害が発生した際に、迅速、確実な災害活動を行うことができ、住民に対する安心・安全に大きく寄与するものと考えております。

また、県消防学校では、最新の知識、技術を習得し、教官という立場で県下の消防職員に教えることとなりますことから、派遣後は、その最新の知識、技術を消防本部に持ち帰りまして、職員に伝達するとともに、消防本部内におけます職員教育のあり方、それから教育手法などにも寄与するものと考えてございます。

いずれにいたしましても、派遣中、派遣後において、重要な役割を担っていただけるものと考えております。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 井出春彦君。

○議員（井出春彦君） 今の内容等々、よく理解しました。

続いて、歳出のほうを1点お伺いいたします。

消防施設費の中で、消防車両整備事業、自動車購入費について、幾つかの質疑をさせていただきます。

今回導入する救急車の搭載する医療機器は、今の現状の中で最先端医療機器を搭載しているのか、まずお伺いして、また購入方法、買い取りなのか、リースなのかをお伺いします。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） 自動車購入費の御質問につきまして、お答えさせていただきます。

平成30年度更新予定の高規格救急車に積載します資機材につきましては、高度救命処置用資機材及びその他の救急用装備を積載予定でございます。これらの資機材は、救急救命士や救急隊員が使用できる最先端の資機材を予定しております。

また、走行中の振動や衝撃に対しましても、十分に耐え得る緩衝装置を設定しまして、また積載方法につきましても、迅速な救急活動が行えるように、十分検討して積載するものでございます。

これら救急車両や高度救命処置用資機材等の整備につきましては、県の補助事業によりまして整備予定ですので、全て買い取りでの整備となります。

○議長（土屋俊博君） 井出議員、よろしいですか。

井出議員。

○議員（井出春彦君） 以上で私の質疑を終了します。

○議長（土屋俊博君） 以上で通告者による質疑は全て終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第1号 平成30年度富士山南東消防組合会計予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋俊博君） 起立全員と認めます。よって、議第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議第2号 平成29年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第5 議第2号 平成29年度富士山南東消防組合会計補正予算

案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第2号 平成29年度富士山南東消防組合会計補正予算案につきまして、提案の要旨を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額29億1,000万円、3ページから4ページに記載してございますけれども、29億1,000万円からそれぞれ1億2,870万円を減額し、予算の総額を27億8,130万円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしましては、まず歳入において、11ページ、12ページでございますけれども、平成29年中に裾野市須山出身者で東京在住の方より、裾野市須山地域の救急業務に資するためという趣旨で20万円の寄附がございましたことから、6款寄附金を20万円増額し、20万1,000円にするものでございます。

また、9款組合債でございますが、13ページ、14ページをごらんいただきたいと思いますけれども、地方債、新署所用地買収費を1億2,890万円減額し3,010万円とし、組合債の合計額を2億1,900万円にするものでございます。

なお、これに伴い、新署所整備に係る地方債につきましては、限度額を1億5,900万円から3,010万円に変更をいたすものでございます。

続きまして、歳出の補正でありますけれども、3款消防費におきましては、15ページ、16ページをごらんいただきたいと思います。1項1目常備消防費から2,032万2,000円、1項2目消防施設費から1億2,884万7,000円、合わせて1億4,916万9,000円を減額し、25億3,981万9,000円とするものでございます。

1目常備消防費でありますけれども、16ページをごらんいただきたいと思います。消防職員人件費を人事院勧告に伴う給与改定による増額と職員構成の変動による減額によりまして、1,626万9,000円減額するものでございます。

また、救急高度化推進事業、16ページをごらんいただきたいと思いますけれども、これにつきましては、先ほど説明いたしました寄附金の歳入に伴い、機械器具費を20万円増額し、必要となる資機材整備に充てるとともに、資機材の修繕料を20万円増額するものでございまして、救急高度化推進事業として40万円を増額するものでございます。

続いて、消防防災事業でございますけれども、16ページをごらんいただきたいと思います。臨時職員の賃金を減額するとともに、あわせて消防車両等の燃料費を増額し、消防防災事業として445万3,000円減額するものでございます。

2目消防施設費でありますけれども、同じく16ページをごらんいただきたいと思います。先ほど御説明いたしました新署所用地買収費の減額に伴い、1億2,884万7,000円減額し、2億3,027万2,000円にしようとするものでございます。

次に、4款公債費につきましては、実質償還に合わせ94万7,000円を減額し、40万9,000円とす

るものでございます。

5款予備費でありますけれども、19ページ、20ページをごらんいただきたいと思います。人件費の減額に合わせ予備費を増額するものでございまして、2,141万6,000円を増額し、3,509万7,000円とするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第2号 平成29年度富士山南東消防組合会計補正予算案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議第3号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第6 議第3号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第3号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは非常勤の特別職の報酬及び費用弁償については、その支給方法を三島市の給与条例の例によることといたしておりましたが、富士山南東消防組合の給与条例が平成29年4月1日から施行されていることから、引用する条例を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第3号 富士山南東消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議第4号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第7 議第4号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第4号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございますけれども、これは平成29年8月の人事院勧告によりまして、一般職の国家公務員の給与改定が行われましたことから、本組合におきましても、同様に給与改定を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第4号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議第5号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第8 議第5号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第5号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案についてでありますけれども、これは地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の改定が行われましたことから、本組合においても、消防法の規定に基づく事務に関する手数料の改定を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第5号 富士山南東消防組合手数料条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（土屋俊博君） 挙手全員と認めます。よって、議第5号は原案どおり可決いたしました。

◎議第6号 富士山南東消防組合監査委員の選任について

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第9 議第6号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、3番 柏木豊君は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退場を求めます。

〔議員 柏木豊君退場〕

○議長（土屋俊博君） 本件について、当局から提案理由の説明を願います。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） ただいま上程になりました議第6号 富士山南東消防組合監査委員の選

任についてであります。地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから選任する監査委員として柏木豊氏を選任いたしたく、提案する次第でございます。

同氏は、平成17年以来3期にわたり長泉町議会議員として活躍されており、この間、長泉町議会副議長、さらには長泉町議会議長など多くの公職を歴任され、その豊富な経験とすぐれた識見は監査委員としてまさに適任であると存じますので、御推挙申し上げる次第でございます。

以上、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土屋俊博君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、本件について質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） なければ、討論を終わり、これより議第6号 富士山南東消防組合監査委員の選任についてを採決いたします。

柏木豊君の富士山南東消防組合監査委員の選任について、これに同意する方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋俊博君） 起立全員と認めます。よって、柏木豊君の富士山南東消防組合監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

〔議員 柏木豊君入場〕

○議長（土屋俊博君） ただいま富士山南東消防組合監査委員の選任に同意を得られました柏木豊君から発言を求められておりますので、これを許します。

柏木豊君。

〔議員 柏木豊君登壇〕

○議員（柏木豊君） 土屋議長様より発言のお許しを得ましたので、一言監査委員就任の御挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員の選任同意をいただきました柏木豊でございます。

今後は、富士山南東消防組合の監査委員として、厳正に、そして公平に職務を全うする考えでございます。つきましては、議員各位、皆様方の御協力を切にお願いを申し上げます。甚だ簡単でございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎富士山南東消防組合議会議員の派遣について

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第10 富士山南東消防組合議会議員の派遣についてを議題とい

たします。

本件につきましては、お手元に配付の資料のとおり、消防広域化の先進地事例の調査及び消防署所の再配置調査または大規模災害への対応状況調査等を実施するに当たり、本組合議員の全議員を派遣することについて、会議規則第108条の規定により、承認を得るものでございます。

お諮りいたします。本件について、派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次にお諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋俊博君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

◎一般質問

○議長（土屋俊博君） 次に、日程第11 一般質問を行います。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質問は本日1日で行いますので、質問時間は答弁を含め40分以内でお願いしたいと思います。

なお、当局は、議員の質問に対し明確に答弁することを要望いたしておきます。

これより発言順位に従いまして、7番 下山一美君の発言を許します。

下山一美君。

〔議員 下山一美君登壇〕

○議員（下山一美君） それでは、一般質問をさせていただきます。

最初に、設備及び人員の充実に向けてというテーマで質問いたします。2番目は、高齢者及び低所得者世帯への火災予防についてというテーマで質問いたします。

最初の設備及び人員の充実に向けてであります。御案内のように、少子高齢化の進行によって、救急出動件数は増加傾向にあります。三島市内の中郷地域を所管する中郷分遣所には、現在、救急車は配備をされておられません。当面、他の署所、本署等からの出動で対応しておりますが、平成35年予定の分遣所の建てかえ計画があるわけですが、それを待たずに、私は今、新たに救急車両を導入すべきではないかというふうに考えております。

そこで、何点かお尋ねしたいと思いますが、最初に、最近の救急出動件数及び高齢者の急病による出動等についての状況についてお尋ねしたいと思います。

平成27年から平成29年の救急出動件数の推移及び満65歳以上の高齢者の急病による出動件数の推移について伺いたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 古地消防次長。

○消防次長（古地正実君） それでは、答弁させていただきます。

最近の救急出動件数についての御質問でございますが、平成27年の2市1町管内の救急出動件数は7,724件で、そのうち65歳以上の高齢者の急病での搬送人員は2,398人となっております。

次いで、平成28年中の出動件数8,160件で、そのうち高齢者の急病での搬送人員は2,579人となっております。

そして、平成29年中の出動件数は8,691件、そのうち高齢者の急病での搬送人員は2,853人でございます。

これによる平成29年中の出動件数の伸び率は、平成27年中と比較しますと、12.5%上昇しております。

また、急病による高齢者の搬送人員の伸び率では、同様に19%の上昇となっております。

なお、昨年中の救急出動件数8,691件のうち、2市1町の市町境を越えての出動件数が約500件ございました。一昨年が約300件でしたので、200件余りの増加となり、広域化の効果がより一層進んだものと認識しております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） ただいま御答弁いただきましたように、27年から29年にかけて、毎年救急車の出動件数は増加をしており、そのうち高齢者の急病による人数も年々、毎年ふえております。出動件数に比べて、高齢者の急病による出動件数が12.5に対して19%と、伸びが著しいのが特徴ではないでしょうか。

こうした状況のもとで、改めて新たな救急車両を導入した場合の費用及び人員体制について伺いたいと思います。

最初に、救急車の消防力の整備指針の設置台数と比較して、現状はどうなっているのか確認をしたいと思いますが、御答弁いただきたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 古地消防次長。

○消防次長（古地正実君） 消防力の整備指針に照らしての御質問でございますが、消防力の整備指針から照らしますと、2市1町管内、人口が約20万6,000でございますので、消防力の整備指針から言いますと、約8台の基準となっておりますが、現状では運用している救急車は9台、予備者が2台ございますので、11台の保有となっております。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 消防力の整備指針、これは全国的に示されている消防体制、消防車両等の人員等も含めて、あるべき姿を示すものですが、それに比べて、8台の基準であるが、現状では9台及び予備の車両2台を含めて11台ということで、充足しているというように確認をさせていただきます。

次に、救急車両1台を新たに導入する場合に、その経費額が総額幾らになるのか。これ、およ

そで結構です。装備品等によって変わるとお思いますので、およそで結構です。それを運用するのに必要な体制及び人員について伺いたいと思います。

例えば、1台3人搭乗で、2部制で6人とか、3部制になるとその倍とか、9人とか、いろいろあると思いますので、その辺の体制について、人数等について伺いたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 古地消防次長。

○消防次長（古地正実君） お答えさせていただきます。

救急車を導入する場合の経費につきましては、おおむねではございますが、新規車両を増車する場合、救急車と積載資機材で約3,600万円、またこの車両に積載します消防デジタル無線、車両動態管理装置で約530万円、車両の増車に伴います指令センターのシステム改修に約320万円、無線システムの改修に240万円で、合計4,690万円程度の費用が発生をいたします。

また、御質問の人員体制でございますが、仮に救急隊の専従化をした場合、2部制で運用しておりますので、1部当たり5名、計10名の救急業務に携わるための教育を修了した職員の職員配置が必要となります。

なお、これに必要な人件費は、おおむねで年間5,000万円程度になると考えられます。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） ただいま新たに救急車両を導入する場合に、いろいろな経費等を含めて4,690万円程度かかるという御報告がありました。さらに、人員体制については、専従化ということの中で、1部体制5人、2部体制にしますと10人、人件費等は5,000万円と。両方で約1億円近くの費用がかかるということになります。

初期導入で半額ですので、毎年運用、人件費用、5,000万円程度かかるということになります。

こうした金額が高い安いという議論は別にして、特に今、急増している高齢者の急病に対応する救急業務の必要性が高まっている中で、このコストは決して私は高くはないというふうに考えているところです。

次に、先ほど冒頭言いましたように、広域化の計画の中で、現在配備されていない中郷分遣所への救急車の配備は平成35年ということになっておりますが、これまでの議会の答弁の中で、私は重ねて分遣所への救急車両の配備を求めてきたわけですが、広域化計画の中では、中郷分遣所は現在、消防車両1台が配置されていますが、広域化のできるだけ早い時期に救急車を配備する計画となっています。

これまで、三嶋大社前の大通りから北側で発生する救急業務は、北分遣所に配置している2台の救急車で対応し、残りの地域で発生する救急事案については、消防署に配置している2台の救急車で対応している。このことから、中郷地区は消防署に配置している救急車で対応していません。今後は、広域化することで、北分遣所が管轄する地域で活動が可能と考えられる救急車は、三島北分遣所2台を含めて、裾野茶畑分遣所1台、長泉消防署2台の計5台となるため、重複エリアにおける人員配置や管轄エリアを整理して、あわせて中郷分遣所への救急車の配置に必要と

なる施設の整備も進め、できるだけ早い時期に救急車を中郷分遣所へ配置する計画ですと、このようにされています。

これを受けて、平成28年の3月の臨時議会で私、質疑を行ったんですが、その答弁の中で、それより前に救急車の配置を乗りかえ運用で実施する。その時期は、救急体制がうまく回るようになったところで、北部方面の救急車を1台中郷方面へ回すとの趣旨の答弁があったわけですが、先ほど御案内のように、救急出動件数は毎年増加傾向にあります。本日配付されている資料によりましても、増加傾向は確認できます。

ただ、中郷分遣所管轄の地域における独自の救急車両はありませんので、そこでの独自の出動件数は記載はないわけですが、いずれにしましても、中郷分遣所管内における必要性は高まっているということで私は考えます。

そこで、改めて中郷分遣所への救急車の配備について、一刻も早く新たな救急車の導入ということ的前提にして、配備を実施すべきだというふうに考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 古地消防次長。

○消防次長（古地正実君） 中郷分遣所への救急車配備についての御質問でございますが、現在の中郷分遣所は、消防ポンプ車1台と職員10人を配置しておりまして、三島市の南部地域14町内、約2万2,000人を管轄区域としております。

まず、中郷分遣所の施設状況を見ますと、至るところに老朽化が見られる上、施設が大変狭隘でありまして、特に職員の仮眠室は手狭であるため、今以上の職員が仮眠する場所がありませんので、現状施設に救急車を配備する場合は、乗りかえ運用となります。

中郷地域での年間救急出動件数は、昨年実績で928件となっておりますが、乗りかえ運用は、救急出動中に火災が発生した場合には他の署からの消防車の出動となりますので、地域住民の御理解や消防団の皆様にも御協力を仰いで、災害に対応することが必要となります。

先ほどの御質問でも述べさせていただきましたが、救急車を増車した場合や配置がえをした場合には、指令システムの一部改修等が必要となること、また車両を増車せず、現在の運用隊を配置がえした場合、出動体制変化や必要となります機械設備などの調整が必要となります。

今後、救急救命士や救急隊員の養成を計画的に推進いたしまして、中郷分遣所へ救急車を配備して、地域の消防、救急力を向上できるよう、さまざまな課題の解決策を検討していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 中郷分遣所への救急車の配備について、さまざまな今、課題があるという現状は認識するところですが、特に消防職員の人数について確保することが大変重要ではないかと考えます。

先ほど、救急車についての消防力の整備指針に照らして見ると、充足しているということとし

たけれども、消防職員の数は大幅に不足しているのが実態ではないでしょうか。人員不足による指揮隊の設置ができないこととか、高齢化の進展による救急需要の増加への対応が不足するなど、諸課題が山積していると思います。必要な人員の確保は重要な課題でありますので、管理者においては、ぜひ最重要課題としての認識を持って、今後対応していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

次に、2番目の高齢者及び低所得者世帯等への火災予防について質問をしたいと思います。

ことし1月31日に札幌市で発生した生活保護受給者の自立支援施設での火災は、11人が亡くなるという大変な惨事になりました。全国的に高齢者の増加とともに、生活保護等の低所得者世帯も増加している傾向があります。施設への対応とともに、こうした世帯に対応する火災予防の対応が当管内においても必要ではないかと考えております。

そこで、最初に最近の管内における火災の状況について伺いたいと思います。

平成27年から平成29年の管内における火災発生件数の推移等についてお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 小島予防課長。

○予防課長（小島逸喜君） 平成27年から平成29年までの3年間の火災件数につきましてお答えいたします。

平成27年の火災件数は、2市1町合わせて47件で、建物火災につきましては25件発生しております。

平成28年の火災件数は、平成27年と同様の47件で、建物火災は29件発生しております。

平成29年の火災件数は57件で、建物火災は28件発生しております。

平成29年を前年の平成28年と比較しますと、火災件数は11件の増、建物火災は1件の減となりました。また、高齢者介護施設や有料老人ホームなどでの火災は発生しておりません。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 平成27年から29年までの3年間で11件の増ということで、年間、去年は58件の火災が発生しております。幸いに高齢者施設等での火災はなかったということですので、安堵いたしました。

次に、管内での低所得者自立支援施設、高齢者介護施設、有料老人ホーム等の防火対策の状況について伺いたいと思いますが、このうち、特に低所得者自立支援施設については、事前の協議の中では、その存否そのものについて確認できないということでしたので、これは今後、もし管内にあったらば、適切な指導をするということをお願いしたいと思いますが、高齢者介護施設、有料老人ホーム等についてのみ伺いたいと思います。

これらの施設は、消防法によって特定防火対象物とされて、定期点検の結果を年1回報告することが義務づけられているというふうに私は認識していますが、管内でのそうした施設からの報告の状況とその結果についてはどうだったのか、把握している範囲で御答弁いただきたいと思います。

○議長（土屋俊博君） 小島予防課長。

○予防課長（小島逸喜君） 管内の高齢者介護施設、有料老人ホームなどの防火対策の状況につきましてお答えいたします。

管内の高齢者介護施設、有料老人ホーム等の施設につきましては、火災を早期に発見するための設備として、他の施設より厳しい消防法の規定により、自動火災報知設備が全ての施設に設置されております。

防火対策としましては、高齢者介護施設、有料老人ホームなどの施設を対象とした立入検査を定期的実施しております。

立入検査実施の際には、消防用設備などの維持管理の状況や消防訓練などの防火管理体制の状況などの確認をしております。

立入検査を実施したときに、消防用設備などの不備事項等があった際は、関係者に是正を指導を行い、是正が完了するまで指導を継続しております。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） ぜひ今後も法にのっとった適切な指導をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、高齢者単身及び高齢者夫婦世帯、障害者世帯、生活保護世帯での火災報知機及び消火器等の設置状況について伺いたいということで質問を出したわけですが、これについても、事前の協議の中で、いろいろな理由で市町の当局のほうから消防に対しての情報提供が技術的にはなかなか困難だと。ないといいますか、困難だということから、消防としては、具体的な状況把握についてはできないという話がありました。

確かにどのお宅が例えば障害者のいらっしゃる世帯なのか、そしてそこに火災報知器があるかどうかということをも2市1町の当局から消防のほうに情報伝達がされれば、消防のほうとしても、予防のための指導、警防のための指導ができやすいわけですが、個人情報保護という立場から、行政当局からの消防への情報提供が困難だという実態が話がありましたので、これについてはお答えは結構ですけれども、今後、重要な火災報知機の設置とか消火器等の設置状況について、個人のお宅にとってみれば、それは重要な設備でありますので、可能な限りそうした情報提供が受けられるような交流といいますか、相互の情報把握をぜひしていただきたいということをお願いしておきます。

最後の住宅用の火災警報器の未設置世帯への設置支援について伺いたいと思います。

住宅用の火災警報器は、2006年の6月1日に改正消防法が施行されて、新築住宅の居宅や階段上などに住宅用の火災警報器の設置が義務づけられました。既存住宅についても、戸建て住宅や自動火災報知器設備がついていない共同住宅は、最短で2008年の5月じゅうまでに、また遅くとも2011年の5月までに設置することがその当時義務づけられたわけです。

消防組合の火災予防条例でも、設置が義務づけられているのは御案内のとおりです。

そこで、住宅用火災警報器は、安いもので数千円から1万円以内で購入できるものですが、火災の際には、その機能によって、いち早く火災の発生を知らせる重要なものとなっております。管内の2市1町での設置状況について、もし全体的に把握できるならば、お答えいただきたいと

と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋俊博君） 小島予防課長。

○予防課長（小島逸喜君） ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

現在、富士山南東消防組合の管内における住宅用火災警報器の設置率は、アンケート調査の結果、82%となっておりますが、高齢者のみの世帯では76%と、低くなっております。今後、さらなる設置促進が必要であると考えております。

また、三島市、裾野市では、住宅用火災警報器を設置する場合の助成を行っており、長泉町では、設置助成が完了したと聞いております。

なお、県内の消防本部が単独で助成などの支援を行なっているところはございません。

今後であります、富士山南東消防組合では、管内に居住する65歳以上の高齢者などの世帯のうち、住宅用火災警報器を購入したが、取り付けすることが困難な世帯に対して、取り付けの支援実施に向けて準備をしております。

○議長（土屋俊博君） 下山一美君。

○議員（下山一美君） 三島、裾野市では、助成を実施中と。長泉では、既に助成を完了しているという報告がありました。

それと、取り付け支援については、今後検討すると。ぜひ検討していただきたいというふうに改めてお願いしたいと思います。

最後ですが、高齢者世帯及び高齢者が多い生活保護世帯では、設置そのものが大変困難ではないかというふうに推察いたします。設置の支援について、義務化された当初は、消防団が取り付け支援を行うなどのことがありましたが、さらに市町における購入費用の補助という報告がありました。

改めて、設置支援について何ができるのか、また組合を構成する2市1町に呼びかけるということを、先ほどやるということで、支援をするということですので、ぜひその的確な実施をお願いを申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（土屋俊博君） 以上で7番 下山一美君の発言を打ち切ります。

次に、4番 井出春彦君の発言を許します。

井出春彦君。

〔議員 井出春彦君登壇〕

○議員（井出春彦君） 通告に際して、2項目用意したんですけども、勤務体制について、これについて、事務局と掘り下げていく中で、昨年2月の定例会で三島市の堀江議員さんが同じ内容等々の質問をしていましたので、この質問に関しては取り下げさせていただきます。

次に、質問項目第2です。救急救命士の再雇用制度について御質問させていただきます。

平成30年度予算の中にも救急救命士養成研修費負担金が含まれております。救急救命士が必要であると先ほどの、いろいろな方々が理解していると私は思っております。

当然のことですが、救急車内での患者または病院等の対応が、大げさかもしれませんけれども、生死にかかわる行為だと私は思っております。この指示をするのは救急救命士だと認識しております。

医療の現場は、技術、医療機器、薬等々、日進月歩だと誰でもが理解していると思います。毎年、試験が難しくなるのは当然だと思います。寮に入って必死で試験対応をしても、一発勝負の試験ですので、絶対に合格する保証はございません。組合では、合格ありきの人事計画があると思いますが、本人も含めて、さまざまな問題が出ていると思います。

そこで、私が考えるに、定年退職者の中には資格を持っている人が何人かいると思いますので、その方たちの力をかりる再雇用をしてはと私は考えます。当局の考えをお伺いたします。

○議長（土屋俊博君） 一之瀬総務課長。

○総務課長（一之瀬徳博君） ただいまの御質問につきましてお答えさせていただきます。

まず最初に、救急救命士の養成研修につきましては、当消防本部では、20代から30代の若手職員を養成していくことを原則としまして、また長期間の派遣研修となりますので、現場活動要員が大きく減員しないように、平準化を考慮した計画としてございます。

現在、当消防本部には68名の救急救命士の有資格者がおりますけれども、現在、実際に救急業務に従事しております救命士は53名となります。

今後の定年退職や固着化しない人事異動を考慮し、引き続き救急救命士の育成に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成30年度につきましても、今年度と同様に、前期、後期に分けまして、3名の職員を研修所に派遣する予定でございます。

議員から御指摘がありましたとおり、一発の国家試験になりますので、この派遣職員につきましては、所属します消防署におきまして、先輩の救急救命士が学習指導責任者となりまして、多様な指導、また助言を行って、学力、技術の向上するよう努めております。

次に、救急救命士の資格を持った方を再任用したらどうかというお話ですけれども、富士山南東消防組合の消防職員は、平成29年度より構成市町から消防組合に身分がえをしておりますので、今年度末から定年退職される方が出てまいります。

消防組合職員の再任用制度につきましては、定年退職後の年金受給開始までの間、無収入となりますことから、再任用の希望によりまして、常時勤務または短時間勤務の職に採用することができる制度として、当消防組合におきましても、再任用に関する条例及び再任用に関する事務取扱要領を定めております。

御質問いただきました救命士の有資格者を再雇用してはどうかという御指摘でございますけれども、消防組合では、救命士の有資格者、救命士の資格を持っている方のみならず、定年退職者が長年消防職員として培ってきた多様な専門的知識及び経験を生かせる職務や活動を希望される場合には、後進の指導、育成にも期待が持てますことから、再任用の希望を出していただければと考えております。

一方で、定年退職をされる方々には、それぞれの御家庭の事情や体力の低下、健康上のこともございますことから、定年退職の方の意向調査をもとに、面談等を通しまして、対象となる方々には御協力いただければと組織としてはと考えてございます。

○議長（土屋俊博君） 井出春彦君。

○議員（井出春彦君） これから急増してくる救急体制、しっかりと取り組んでいただいて、私の一般質問を終わります。

○議長（土屋俊博君） 以上で4番 井出春彦君の発言を打ち切ります。

以上で通告者による一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を打ち切ります。

◎閉会の挨拶

○議長（土屋俊博君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 平成30年富士山南東消防組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

富士山南東消防組合定例会議会2月定例会を招集させていただき、御提案いたしました各議案等につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

今議会で賜りました貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、それぞれの議会の開催も間近だというふうに思っているところでございますけれども、くれぐれも健康に御留意を賜りまして、ますます御活躍されまことを御祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（土屋俊博君） これをもちまして平成30年富士山南東消防組合議会2月定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時06分

地方自治法第123条の規定により署名する

平成30年2月15日

議 長 土 屋 俊 博

署 名 議 員 松 田 吉 嗣

署 名 議 員 柏 木 豊